

平成27年度 第1回 水戸市双葉台市民センター 運 営 審 議 会

日 時 平成27年6月24日(水)
午後3時から
場 所 水戸市双葉台市民センター

次 第

- 1 開 会
- 2 会長あいさつ
- 3 議 事
 - (1) 報告事項
 - ① 平成26年度市民センター事業実施状況について
 - ② 平成26年度市民センター利用状況について
 - (2) 協議事項
 - ① 双葉台市民センター運営方針及び重点目標について
 - ② 平成27年度双葉台市民センター事業計画(案)について
- 4 その他
- 5 閉 会

水戸市双葉台市民センター運営審議会委員名簿

任期：平成26年4月1日～平成28年3月31日

氏 名	住 所	電 話	備 考
よし の たかし 吉 野 孝			双葉台地区住民の会長
おし み キイ子 伏 見			双葉台女性会長
しま ひろ 子 寫 裕			双葉台地区住民の会幹事
くり た きだ みち道 栗 田 定			水戸市社会福祉協議会 双葉台支部長
みや た かず たか貴 宮 田 和			元高等学校教諭
ぬま た ゆういちろう 沼 田 祐一郎			双葉台小学校長

報告事項

平成26年度 市民センター事業実施状況について

1 定期講座

(1) 教室

講座名	講師名	開催日	募集人員	活動人員	備考
書道	小林 一風	第2・4(月)	20名	12名	
コーラス	深見 ゆかり	第2・4(火)	30名	22名	
ちぎり絵	為我井 正明	第1・3(水)	20名	13名	
艶歌カラオケ	菊池 洋行	第2・4(水)	25名	11名	
着付(装道)	金沢 弘子	第2・4(金)	20名	22名	
男の料理	小田 由美子	第4(土)	24名	20名	
健康ストレッチ	関 真由美	第1・3(火)	30名	35名	

(2) 教養講座

講座名	講師名	開催日	募集人員	活動人員	備考
手話教室	川野辺 愛子	第2・4(土)	15名	12名	
手話クラブ	田森 邦男	第1・3(水)	10名	6名	

(3) クラブ

講座名	講師名	開催日	募集人員	活動人員	備考
フレッシュヨーガ	勝田 春江	第1・3(月)	2名	25名	
太極拳	高橋 英子	第1・3(月)	8名	39名	
絵画(水彩画)	篠原 洋	第2・4(月)	4名	12名	
とんぼ玉	北村 いづみ	第1・3(木)	5名	7名	
エアロビクス	吉村 美智代	第1・3(金)	15名	16名	
絵てがみ	茅根 啓子	第2・4(金)	10名	14名	
英会話	Jeffrey Gossen	第2・4(土)	3~5名	20名	
囲碁(経験者)	講師なし	第2・4(日)	5名	51名	
ふたばウォーキング	菅原 利満	第2(水)・第4(日)	20名	70名	実質活動人員約30名
陶芸	講師なし	第1・3(火)	0名	20名	
ヨーガ	勝田 春江	第2・4(月)	0名	23名	

2 教養講座

(1) 高齢者学級

回	期 日			内 容	講 師 名	参加人員
	5月	20日	(水)	高齢者学級打合せ会議	高齢者クラブ連合会役員	4名
1	7月	23日	(水)	講 話「食中毒」について	茨城県保健所 衛生課 食品担当職員	55名
2	9月	12日	(金)	講 話「詐欺」について	水戸市市民環境部 地域安全課職員	48名
3	10月	28日	(火)	芸術(芸能) 音楽演奏会	茨城県警察音楽隊	76名
4	11月	4日	(火)	講 話 「人権啓発」について	元土浦日本大学高等学校 校長 程塚 洋	46名
5	11月	25日	(火)	移動学習 「公設市場と日立市方面」	水戸市公設地方卸売市場見学 日立製作所・小平記念館見学	38名

(2) レディースセミナー

回	期 日			内 容	講 師 名	参加人員
	5月	9日	(土)	レディースセミナー打合せ会議	女性会役員	24名
1	6月	30日	(月)	講 話 「女性のための健康づくり」	水戸市保健福祉部 保健センター職員	48名
2	7月	8日	(火)	園芸講座 「植物公園内散策&薬草茶」	水戸市 植物公園 園長 西川 綾子	38名
3	8月	11日	(月)	健康体操 「太極拳を体験してみましよう」	太極拳クラブ 講師 高橋 英子	31名
4	9月	30日	(火)	移動学習 「日光市方面」	日光山輪王寺 太子食品日光工場見学	42名
5	10月	20日	(月)	料理講習会 「ケーキづくり」	製菓衛生師・調理師 塚原 秩子	24名

(3) 夏休み子ども (ワクワク) 教室

回	期 日			内 容	講 師 名	参加人員
1	7月	26日	(土)	親子の料理教室 「ナンでカレーを食べよう」	双葉台地区食生活改善推進員	子 9名 親 7名
2	7月	31日	(木)	おもしろ理科教室 「科学マジックを体験しよう」	工学博士 鈴木 政善	41名
3	7月	24日	(木)	将棋教室 (午後1時から3時)	日本棋院連盟公認 将棋普及指導員6段 関 光 雄	38名
		31日	(木)			37名
	8月	7日	(木)			31名
		21日	(木)			30名
4	7月	29日	(火)	絵画教室 (午前の部 低学年)	小 瀬 勝 彦	31名
		30日	(水)			32名
	8月	5日	(火)	絵画教室 (午前の部 高学年)		27名
		6日	(水)			24名

(4) 4地区市民センター交流事業

期 日			内 容	講 師 名	参加人員
1月	25日	(日)	子ども親睦交流将棋大会 (常磐・石川・堀原・双葉台市民センター)	日本棋院連盟公認 将棋普及指導員6段 関 光 雄	中 止

(5) ふれあい学級 (双葉台保育所との共催事業)

回	期 日			内 容	講 師 名	参加人員
1	6月	28日	(土)	親子ふれあい体操	1級幼児体操指導者 小貫 由美	親子 130名
2	1月	31日	(土)	親子ふれあいコンサート	水戸ユース ウインドオーケストラ	親子 80名

(6) ボランティア養成講座

回	期 日			内 容	講 師 名	活動人数
1	第2・4土曜日			手話教室	川野辺 愛 子	12名
2	第1・3水曜日			手話クラブ	田 森 邦 男	6名

(7) 伝統民芸講座

期 日			内 容	講 師 名	参加人員
12月	22日	(月)	しめ飾り作り	栗 田 定 道	25名

(8) 双葉台地区新春水戸郷土かるた大会

期 日			内 容	講 師 名	参加人員
1月	19日	(日)	第35回水戸郷土かるた 双葉台学区大会	主催 双葉台学区 子ども会育成連合会	35チーム 140名

(9) 郷土史講座

期 日			内 容	講 師 名	参加人員
1月	9日	(金)	出前講座「常陸戦国史のはじまり —古河公方と常陸—」	茨城県立歴史館 主席研究員 寺崎 理香	50名
	16日	(金)	移動学習 「古河市方面」	篆刻美術館 古河歴史博物館	42名

(10) 市民センター文化展

期 日			内 容	講 師 名	参加人員
2月	14日	(土)	活動団体の作品展示・発表	主催：文化展実行委員会 ◇参加団体 展示の部 13団体 作品展示 6団体 活動写真展示 7団体 発表の部 20団体 ◇協賛団体 13団体	2,100名
	15日	(日)			

3 関連事業

(1) ふれあいフェア in 双葉台

期 日			内 容	参加人員
11月	15日	(土)	○特別出演 双葉台小学校スクールバンド部 水戸啓明高等学校BIG・BAND部 ○模擬店コーナー ○遊びのコーナー ○ビンゴゲーム ○展示即売会 (福祉団体のパン・野菜販売) ○バザー	1,250名

(2) いきいき健康クラブ

期 日	内 容	講 師 名	活動人数
第1・3火曜日	軽い体操やゲーム	保健推進委員	75名

(3) 元気アップ・ステップ運動教室

期 日	内 容	参加人員
毎週月・木曜日	元気アップ・ステップ運動教室	17名
	ステップ・アップふたば	32名

(4) 子育て広場

期 日	内 容	参加人員
第1～第4 木曜日	子育て交流支援事業 (親子の集い・交流) ※特別イベント開催 ○5月 兜作り ○7月 七夕会 ○12月 クリスマス会 主催：双葉台地区住民の会 共催：双葉台女性会	登録者 (子)109名 (親)94名 1,371名 (子)732名 (親)639名

報告事項

平成26年度 市民センター利用状況について

【団体別利用状況】

区分	市民センター		社会教育団体		市・県		その他		合計	
	件数	人員	件数	人員	件数	人員	件数	人員	件数	人員
4	12	176	20	378	14	418	116	1,485	162	2,457
5	35	597	12	263	10	320	109	1,406	166	2,586
6	43	863	24	328	26	491	101	1,269	194	2,951
7	45	885	18	289	16	446	108	1,322	187	2,942
8	9	219	26	635	11	279	96	1,086	142	2,219
9	35	575	19	311	29	594	111	1,428	194	2,908
10	35	557	24	337	14	303	120	1,633	193	2,830
11	33	511	29	1,557	12	291	103	1,197	177	3,556
12	23	328	20	378	21	2,673	72	907	136	4,286
1	41	801	27	556	15	423	95	1,187	178	2,967
2	59	2,272	27	438	12	380	121	1,367	219	4,457
3	36	567	31	539	22	516	131	1,765	220	3,387
合計	406	8,351	277	6,009	202	7,134	1,283	16,052	2,168	37,546
25年度	435	11,880	261	5,516	177	5,127	1,265	15,072	2,138	37,595
比較	△ 29	△ 3,529	16	493	25	2,007	18	980	30	△ 49

【図書利用状況】

月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	合計	25年度	比較
利用人員	26	24	34	34	21	25	35	20	25	30	24	25	323	375	△52
利用冊数	63	56	70	66	52	62	73	54	60	89	53	56	754	843	△89

【部屋別利用状況】

月		ホール	会議室	和室	調理室	図書室	合計
4	件数	63	73	26	0		162
	人員	1,087	1,030	314	0	26	2,457
5	件数	65	69	30	2		166
	人員	1,286	836	391	49	24	2,586
6	件数	76	82	35	1		194
	人員	1,432	1,011	458	16	34	2,951
7	件数	77	73	32	5		187
	人員	1,415	959	454	80	34	2,942
8	件数	58	56	25	3		142
	人員	1,074	732	345	47	21	2,219
9	件数	71	92	29	2		194
	人員	1,253	1,245	353	32	25	2,908
10	件数	79	76	33	5		193
	人員	1,436	880	414	65	35	2,830
11	件数	70	66	31	10		177
	人員	1,869	1,026	472	169	20	3,556
12	件数	47	54	29	6		136
	人員	1,636	1,535	1,029	61	25	4,286
1	件数	65	71	39	3		178
	人員	1,421	921	558	37	30	2,967
2	件数	75	96	42	6		219
	人員	2,027	1,699	648	59	24	4,457
3	件数	73	99	44	4		220
	人員	1,379	1,384	564	35	25	3,387
合計	件数	819	907	395	47		2,168
	人員	17,315	13,258	6,000	650	323	37,546
25年度 合計	件数	801	875	419	43		2,138
	人員	19,944	11,456	5,223	597	375	37,595
比較	件数	18	32	△ 24	4		30
	人員	△ 2,629	1,802	777	53	△ 52	△ 49

平成27年度 双葉台市民センター運営方針及び重点目標

運 営 方 針

近年、人口減少社会や超高齢社会の到来をはじめ、都市化の進展、価値観の多様化、生活圏の拡大など、市民を取り巻く状況は大きく変化している。

こうした状況にあっても、市民が安心して暮らし、幸せを感じられるまちを形成していくためには、今後ますます地域コミュニティ活動と生涯学習活動の推進が必要となる。

市民センターにおいては、地域コミュニティ活動の拠点として、その継続や発展に向けた支援に努めるとともに、生涯学習活動の拠点として、その充実や成果を生かす環境づくりに努め、さらには、東日本大震災での経験を踏まえ、地域防災活動の拠点としての機能充実を図っていくものとする。

重 点 目 標

第1 地域コミュニティ活動の支援

1 自主的な地域コミュニティ活動の推進

地域自らが地域の将来像や課題を共有し、特色のある地域づくりや課題の解決に向けた具体的な活動をするための指針となる地域コミュニティプランを支援するとともに、そのプランに基づく自主的な活動を推進し、地域力の一層の進展に努める。

2 地域コミュニティ推進体制の充実・連携強化

(1) 町内会・自治会への加入促進

町内会・自治会への加入率の低下については、町内会・自治会のみならず、市・地区会全体の課題として捉え、市、水戸市住みよいまちづくり推進協議会、住民の会や、住民の会を構成する各種団体等と連携し、積極的な加入促進に努める。

(2) 地域リーダーづくりの推進

地域コミュニティ活動に関連する研修会の実施等により、地域を支えるリーダーづくりの推進を図る。

(3) 地域コミュニティに関する制度や活動状況等の情報提供

地域コミュニティに関する制度や地域の活動状況を広く知らせることは、町内会・自治会への加入促進にもつながる。そのため、回覧板や広報みと、各地区で発行している広報紙等を活用するほか、さらなる情報発信の強化に向け、水戸市住みよいまちづくり推進協議会及び地区会においてホームページの開設等を進める。

3 市民センターの機能充実

市民センターにおける様々な活動環境の一層の充実に向け、施設の利用状況や地域の実情等に合わせたコミュニティルームの設置及び運営を推進するとともに、施設の利用者数や周辺の状況等を踏まえつつ狭あい駐車場の解消に努める。

4 地域防災活動との連携

災害発生時の初動対応については、地域における防災組織が重要な役割を担うものであることから、平常時より、地域での防災訓練への支援、地域における災害リスクや連絡体制の確認を行うなど、地域における防災組織との連携を図る。

第2 生涯学習活動の推進

1 学習機会の充実

生涯学習活動の拠点である市民センターにおいては、「個人の要望」する学習による生きがいづくりを進めるとともに、家庭教育への支援や青少年の健全育成、超高齢社会への対応などの「社会の要請」に応じた現代的課題を取り扱った学習機会の提供に努める。

また、内原中央公民館や各市民センターの一般教養講座・教室・クラブ等、みと好文カレッジの事業を総称した『みと弘道館大学』が市民に親しまれ、生涯学習が市民のライフスタイルに定着し生涯にわたって学び続けることができるような学習機会の提供に努める。

(1) 市民ニーズを捉えた学習機会の提供

市民の学習ニーズを把握し、健康で生きがいのある充実した人生を送ることができるよう、生涯学習のきっかけづくりを図るとともに、それぞれの世代に合った学習機会の提供に努める。

(2) 現代的課題を取り扱った講座の開催

変化の激しい社会情勢に対応していくために、成人学級、高齢者学級等の講座に現代的課題を取り扱ったテーマを組み入れるなどの手法により、地域課題を主体的に捉える学習機会の充実に努める。

(3) 家庭教育学級（ふれあい学級）の開催

家庭は、子供が基本的な生活習慣、生活能力、人に対する信頼感、豊かな情操、思いやりや善悪の判断、自立心や自制心、社会的なマナーなどを身につける上で重要な役割がある。

これまでのふれあい学級の内容に加え、家庭が本来果たすべき役割を見つめ直し、親の役割、子供の心の理解、躾など家庭での教育について考え、学び合う家庭教育学級を開催する。

さらに、茨城県教育委員会が作成発行している「家庭教育ブック」等を活用し、小学校との共催により、就学時健康診断や入学説明会などの機会を捉えた家庭教育講演会を開催し、家庭の教育力向上に努める。

2 学習の成果を活かす環境づくり

生涯学習の成果がボランティア活動や地域づくりに活かせるよう支援するとともに、地域内の人材の掘り起こしを進め、地域の活性化や特色あるまちづくりにつながっていくよう環境づくりに努める。

(1) 地域資源の活用推進

市内には、歴史的な資産や史跡をはじめ博物館、歴史館などの文化施設、学校や大学などの物的資源やそれぞれの施設に所属する職員などの人的資源があり、豊かな地域資源に

恵まれている。このような地域にある資源を活用した事業を開催するとともに、生涯学習の振興に取り組む機関や団体との連携を図りながら、地域資源の有効活用に努める。

(2) 学習活動の成果を発表する場の創出

市民センターを会場に開催している講座の展示会や発表会など、学習の成果を発表する場を創出することにより、学習者同士の交流を拡大させ、新たなネットワーク構築に努める。

(3) 学習の成果を地域活動に活かす仕組みづくり

生涯学習の成果をボランティア活動や地域活動に活かすことは、地域の活性化に大いに役立つものと期待されている。市民センターで学んだ市民が、その成果を地域コミュニティ活動につながるよう人材の育成と活用に努める。

(4) 事業評価に基づく事業の推進

市民センターの講座や事業に参加した市民が、日常生活の中で学習の成果をどのように活かし、また、地域の中でどれだけ活動に関わっているのかなど、事業の成果を検証することが求められている。

市民センターにおいては、実施した講座や事業について自己評価を行うとともに、自己評価をもとに、運営審議会等第三者機関による検証を行い、効果的な事業運営に努める。

3 学校、家庭、地域の連携の強化

学校、家庭、地域が目標を共有し、それぞれが連携して地域社会全体の教育力の向上に努める。

市民センターにおいては、それぞれをつなぎ結ぶ地域拠点としての機能を十分発揮する。

(1) 次代を担う子供たちの「生きる力」を育む

学校、家庭、地域が相互に連携を図りながら、様々な形で異年齢集団との交流や大人と接する事業など、子供たちが直接体験する場を提供し、社会全体で次代を担う子供たちの「生きる力」を育む活動の推進に努める。

(2) 社会全体で支える家庭教育

子供たちが健全に成長していくためには、良好な家庭環境や社会環境を整える必要がある。そのために、家庭の教育力の向上だけでなく、学校、家庭、地域が一体となって子供たちの成長を温かく見守りながら、家庭教育を社会全体で支える仕組みづくりに努める。

協議事項

平成27年度 市民センター事業計画（案）について

1 定期講座

- (1) 募集期間 4月10日（金）～4月17日（金）
 (2) 応募内容 別紙「定期講座応募状況一覧」参照

2 教養講座

(1) 高齢者学級

回	期 日			内 容	講 師 名	募集人員
	4月	24日	(金)	高齢者学級打合せ会議	高齢者クラブ連合会役員	4名
1	6月	30日	(火)	講 話 さくら前線おはなしの国	講師 友部 貴恵先生 生田 則子先生	100名
2	7月	10日	(金)	講 話 「交通安全教室」	水戸市地域安全課	100名
3	9月	16日	(水)	芸術（芸能）鑑賞会 音楽会	茨城県警察音楽隊	100名
4	10月	14日	(水)	講 話 「火災教室」	水戸市消防本部	100名
5	11月	26日	(木)	移動学習 「ミヤト製菓かりんとう工場見学と古河方面」		45名

(2) レディースセミナー

回	期 日			内 容	講 師 名	募集人員
	5月	9日	(土)	レディースセミナー打合せ会議	女性会役員	24名
1	6月	29日	(月)	「セルフマッサージ&メイク術」	エステティシャン・ ヘアメイクアーティスト 須能 雅子先生	30名
2	7月	13日	(月)	「上手な介護保険の使い方」	ケアマネージャー 能本 守康先生	50名
3	8月	10日	(月)	「笑いヨガ」	笑いヨガ講師 佐々木 俊明先生	50名
4	9月	28日	(月)	移動学習 「牛久方面」	カガミクリスタル工場見学 牛久大仏見学	40名
5	10月	28日	(水)	料理教室 「デトックス野菜料理」	ローフードマスター 関 るみ子先生	24名

(3) 夏休み子ども (ワクワク) 教室

回	期 日			内 容	講 師 名	募集人員
1	7月	25日	(土)	親と子の料理教室	双葉台地区食生活改善推進員	親 子 12組
2	7月	30日	(木)	おもしろ理科教室	防災科学技術研究所 理学博士 納口 恭明先生	50名
3	7月	28日	(火)	絵画教室 (午前中 低学年)	茨城県芸術祭美術展覧会委員 小瀬 勝彦先生	各30名
		29日	(水)			
	8月	4日	(火)	絵画教室 (午前中 高学年)		
		5日	(水)			
4	7月	23日	(木)	将棋教室	日本棋院連盟公認 将棋普及指導員6段 関 光雄先生	40名
		30日	(木)			
	8月	6日	(木)			
		20日	(木)			

(4) 4地区市民センター交流事業

期 日			内 容	講 師 名	募集人員
1月	24日	(日)	子ども親睦交流将棋大会 (常磐・石川・堀原・双葉台市民センター)	日本棋院連盟公認 将棋普及指導員6段 関 光雄先生	40名

(5) ふれあい学級 (双葉台保育所共催事業)

回	期 日			内 容	講 師 名	対 象
1	5月	30日	(土)	親子ふれあい体操	1級幼児体操指導者 小貫 由美先生	年中・年 長児親子
2	1月	30日	(土)	親子ふれあいコンサート	水戸ユース ウインドオーケストラ	入所児 全 員

(6) ボランティア養成講座

回	期 日			内 容	講 師 名	募集人員
1	第2・4土曜日			手話教室	川野辺 愛 子先生	15名
2	第1・3水曜日			手話クラブ	田 森 邦 男先生	10名

(7) 伝統民芸講座

期 日			内 容	講 師 名	募集人員
12月	15日	(火)	しめ飾り作り	栗 田 定 道先生	25名

(8) 双葉台地区新春水戸郷土かるた大会

期 日			内 容	講 師 名	対 象
1月	17日	(日)	第37回水戸郷土かるた 双葉台学区大会	主催 双葉台学区 子ども会育成連合会	全児童

(9) 郷土史講座

期 日			内 容	参加人員
6月	10日	(水)	移動学習 「ツムラ漢方記念館と水郷潮来史跡めぐり」	45名

(10) 市民センター文化展

期 日			内 容	講 師 名	参加人員
2月	13日	(土)	活動団体の作品展示・発表	主催：文化展実行委員会	約2,100名 (前年度)
	14日	(日)			

3 関連事業

期 日			講座（事業名）	備 考
4月～3月 月4回開催			子育て交流支援事業 「子育て広場」	主催：双葉台女性会 共催：双葉台地区住民の会
4月～3月 月2回開催			いきいき健康体操	双葉台地区保健推進員
4月～3月 毎週1回開催			元気アップ・ステップ運動教室	水戸市保健センター事業
			ステップ・アップふたば	自主運営クラブ
11月	21日	(土)	ふれあいフェアin双葉台	主催：双葉台地区住民の会
2月	13日	(土)	文化事業 「コンサート又は講演会」	主催：双葉台地区住民の会

別紙

平成27年度 定期講座応募状況一覧

【教室】 初心者対象

講座名	講師名(敬称略)	開催日	募集人数	応募人員	備考
書道	小林 一風	第2・4(月)	20名	15名	
コーラス	深見 ゆかり	第2・4(火)	30名	22名	
ちぎり絵	為我井 正明	第1・3(水)	20名	11名	
艶歌カラオケ	菊池洋行 音楽事務所	第2・4(水)	25名	18名	
着付(装道)	金沢 弘子	第2・4(金)	20名	21名	
男の料理	庵原 美栄子	第4(土)	24名	19名	
健康ストレッチ	関根 寿江	第1・3(火)	35名	35名	

【教養講座】

講座名	講師名(敬称略)	開催日	募集人員	応募人員	備考
手話クラブ	田森 邦男	第1・3(水)	10名	7名	
手話教室	川野辺 愛子	第2・4(土)	15名	11名	

【クラブ】 自主運営・初心者可

講座名	講師名(敬称略)	開催日	募集人員	活動人員	備考
フレッシュヨーガ	勝田 春江	第1・3(月)	3名	25名	
ヨーガ	勝田 春江	第2・4(月)	3名	24名	
太極拳	高橋 英子	第1・3(月)	5名	34名	
絵画(水彩画)	篠原 洋	第2・4(月)	5名	10名	
とんぼ玉	北村 いづみ	第1・3(木)	10名	7名	
エアロビクス	藤来 真人	第1・3(金)	10名	16名	
絵てがみ	茅根 啓子	第2・4(金)	10名	15名	
英会話	Jeffrey Gossen	第2・4(土)	3名	18名	
囲碁(経験者のみ)	講師なし	第2・4(日)	5名	49名	
ふたばウオーキング	菅原 利満	第2(水)・第4(日)	20名	30名	
陶芸(経験者のみ)	講師なし	第1・3(火)	1名	21名	

○水戸市市民センター条例

平成 21 年 9 月 29 日

水戸市条例第 33 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 244 条の 2 第 1 項の規定に基づき、市民センターの設置及び管理について必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第 2 条 市民と行政との協働により、地域におけるコミュニティ活動及び生涯学習活動を推進するため、市民センターを別表のとおり設置する。

(事業)

第 3 条 前条に規定する市民センター(以下「センター」という。)は、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 地域コミュニティ活動の支援に関すること。
- (2) 生涯学習活動の推進に関すること。
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、設置目的の達成に必要な事業に関すること。

(使用の許可)

第 4 条 センターを使用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。許可に係る事項を変更しようとするときも、また、同様とする。

- 2 市長は、管理上必要があると認めるときは、前項の規定による許可に条件を付すことができる。

(使用の不許可)

第 5 条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、センターの使用を許可しないことができる。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。
- (2) 施設又は設備を損傷し、又は滅失するおそれがあるとき。
- (3) 営利を目的として施設を使用するおそれがあるとき。
- (4) 特定の政党の利害に関する事業を行い、又は公私の選挙について特定の候補者を支持するおそれがあるとき。
- (5) 特定の宗教を支持し、又は特定の教派、宗派若しくは教団を支援するおそれがあるとき。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、管理上支障があるとき。

(権利譲渡等の禁止)

第6条 第4条第1項の規定により使用の許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、許可を受けた目的以外にセンターを使用し、又はその使用の権利を譲渡し、若しくは転貸してはならない。

(使用の許可の取消し等)

第7条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、許可を取り消し、又は使用を中止させ、若しくは制限することができる。この場合において、使用者に損害が生ずることがあっても、市長は、その責めを負わない。

- (1) 第5条各号のいずれかに該当するとき。
- (2) 許可の条件に違反したとき。
- (3) この条例又はこれに基づく規則に違反したとき。

(原状回復等)

第8条 使用者は、その使用を終わったとき、又は前条の規定により使用することができなくなったときは、自己の費用をもって直ちに整備し、原状に復さなければならない。

- 2 使用者が前項の規定による義務を履行しないときは、市長において自らこれを執行し、その費用を使用者から徴収する。

(損害賠償等)

第9条 故意又は過失により施設、設備等を損傷し、又は滅失した者は、これを原状に復し、又は市長が定める損害額を賠償しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(市民センター運営審議会)

第10条 センターの運営等に関する事項について、市長又は水戸市教育委員会の諮問に応じて審議するため、センターごとに市民センター運営審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(組織等)

第11条 審議会は、市民活動団体の役職員、学校教育、社会教育及び家庭教育の関係者並びに学識経験者のうちから、市長が委嘱する6人以内の委員をもって組織する。

- 2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠により委嘱された委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 審議会に、委員の互選により会長及び副会長を置く。
- 4 会長は、審議会の会務を総理する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 12 条 審議会は、会長が招集し、会長は、会議の議長となる。

- 2 審議会は、委員の 2 分の 1 以上の出席がなければ開くことができないものとし、審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第 13 条 審議会の庶務は、市民協働部において行う。

(平 27 条例 9・一部改正)

(委任)

第 14 条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 10 条から第 13 条までの規定は平成 21 年 12 月 1 日から、次項の規定は公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 この条例の施行の日以後のセンターの使用の許可は、同日前においても、第 4 条の規定の例により行うことができる。

付 則(平成 22 年 3 月 24 日条例第 13 号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 この条例の施行の日以後の水戸市五軒市民センターの使用に係る使用の許可その他必要な行為は、同日前においても、この条例による改正後の水戸市市民センター条例の例により行うことができる。

付 則(平成 23 年 3 月 25 日条例第 9 号)

この条例は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

付 則(平成 23 年 7 月 12 日条例第 25 号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 23 年 9 月 1 日から施行する。ただし、次項の規定は、同年 8 月 1 日から施行する。

(準備行為)

- 2 この条例の施行の日以後の水戸市常磐市民センターの使用に係る使用の許可その他必要な行為は、同日前においても、この条例による改正後の水戸市市民センター条例の例により行うことができる。

付 則(平成 26 年 6 月 30 日条例第 36 号)

(施行期日)

1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

(1) 次項の規定 公布の日

(2) 別表水戸市見和市民センターの項の改正規定 平成 26 年 7 月 1 日

(3) 別表水戸市上大野市民センターの項の改正規定 平成 26 年 10 月 1 日

(準備行為)

2 前項第 2 号に定める日以後の水戸市見和市民センターの使用及び同項第 3 号に定める日以後の水戸市上大野市民センターの使用に係る使用の許可その他必要な行為は、これらの日前においても、この条例による改正後の水戸市市民センター条例の例により行うことができる。

付 則(平成 27 年 3 月 24 日条例第 9 号)

この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

別表(第2条関係)

(平22条例13・平23条例9・平23条例25・平26条例36・一部改正)

名称	位置
水戸市三の丸市民センター	水戸市三の丸1丁目6番60号
水戸市五軒市民センター	水戸市五軒町1丁目2番12号
水戸市新荘市民センター	水戸市新荘2丁目11番2号
水戸市城東市民センター	水戸市城東3丁目1番47号
水戸市竹隈市民センター	水戸市柳町2丁目5番8号
水戸市常磐市民センター	水戸市西原1丁目3番12号
水戸市緑岡市民センター	水戸市見川町2563番地
水戸市寿市民センター	水戸市平須町1636番地
水戸市上大野市民センター	水戸市吉沼町1768番地の2
水戸市柳河市民センター	水戸市柳河町673番地の1
水戸市渡里市民センター	水戸市堀町466番地の7
水戸市吉田市民センター	水戸市元吉田町1736番地の5
水戸市酒門市民センター	水戸市酒門町1374番地の6
水戸市石川市民センター	水戸市石川2丁目4243番地
水戸市飯富市民センター	水戸市飯富町4449番地の8
水戸市国田市民センター	水戸市下国井町1212番地の4
水戸市桜川市民センター	水戸市河和田町2894番地の4
水戸市上中妻市民センター	水戸市大塚町1157番地の1
水戸市山根市民センター	水戸市全隈町78番地の1
水戸市見川市民センター	水戸市見川2丁目179番地の1
水戸市千波市民センター	水戸市千波町1396番地の4
水戸市見和市民センター	水戸市見和2丁目224番地の1
水戸市双葉台市民センター	水戸市双葉台2丁目1番地の5
水戸市笠原市民センター	水戸市笠原町358番地の5
水戸市赤塚市民センター	水戸市河和田3丁目2329番地の3
水戸市吉沢市民センター	水戸市吉沢町243番地の3
水戸市堀原市民センター	水戸市新原1丁目9番16号
水戸市下大野市民センター	水戸市下大野町6094番地の1
水戸市稲荷第一市民センター	水戸市大串町961番地の1
水戸市稲荷第二市民センター	水戸市栗崎町1695番地の4
水戸市大場市民センター	水戸市大場町2283番地の1

○水戸市市民センター条例施行規則

平成 22 年 3 月 30 日
水戸市規則第 14 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、水戸市市民センター条例(平成 21 年水戸市条例第 33 号。以下「条例」という。)第 14 条の規定に基づき、条例の施行について必要な事項を定めるものとする。

(使用時間)

第 2 条 水戸市市民センター(以下「センター」という。)の使用時間は、午前 8 時 30 分から午後 10 時までとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、市長は、特に必要があると認めるときは、使用時間を変更することができる。

(利用)

第 3 条 センターは、管理上支障がある場合を除き、年間を通して利用に供することとする。

(使用許可の申請)

第 4 条 条例第 4 条第 1 項の規定によりセンターの使用の許可を受けようとする者は、使用日の 1 月前の日の属する月の初日から使用日の 3 日前までに、市民センター使用許可申請書(様式第 1 号)を市長に提出しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

- 2 市長は、前項の規定による申請を許可したときは、市民センター使用許可書(様式第 2 号。以下「使用許可書」という。)を交付する。

(使用期間の制限)

第 5 条 センターの使用は、引き続き 3 日を超えることができない。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

(許可に係る事項の変更等)

第 6 条 センターの使用の許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、許可に係る事項の変更又は取消しをしようとするときは、使用日の 3 日前までに市民センター使用変更(取消)申請書(様式第 3 号)に使用許可書を添えて市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による申請を受けたときは、直ちに審査してその適否を決定し、市民センター使用変更(取消)許可書(様式第 4 号)を交付する。

(使用許可の取消し等)

第 7 条 市長は、条例第 7 条の規定により使用の許可を取り消し、又は使用を中止させ、若しくは制限するときは、市民センター使用許可取消等通知書(様式第 5 号)を交付する。

(遵守事項)

第8条 使用者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 許可された施設以外の施設を使用しないこと。
- (2) 施設に設備を付加し、又は設置しないこと。
- (3) 使用する施設の定員を超えて使用しないこと。
- (4) 物品の販売、寄付金の募集等を行わないこと。ただし、許可を得た場合を除く。
- (5) 火気を使用しないこと。ただし、許可を得た場合を除く。
- (6) 壁、柱、扉等に張り紙、くぎ打ち等をしないこと。ただし、許可を得た場合を除く。
- (7) 広告その他これに類するものを掲示しないこと。ただし、許可を得た場合を除く。
- (8) 危険物及び他人に迷惑となる物を持ち込まないこと。
- (9) 定められた場所以外の場所で喫煙又は飲食をしないこと。
- (10) 飲酒をしないこと。
- (11) 騒音、怒声等を発し、又は暴力を用いる等他人に迷惑を及ぼす行為をしないこと。
- (12) 使用後は、施設の清掃を行うこと。
- (13) その他センターの職員の指示に従うこと。

(補則)

第9条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

付 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。